

# Let's all be happy!



## 「緊急時」や「夜」にもヘルパーさんの支援が欲しい (訪問介護とは別の支援体制)

### 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(練馬区に15事業所)

要介護状態になっても24時間365日自宅での暮らしを支えるサービスで体調等に応じてケア回数を調整できます。

オペレーターが24時間対応し、通報の際は必要に応じて介護・看護スタッフが訪問します。

緊急時以外も定期的に訪問し、身体介護や生活援助を提供します。

※地域密着型サービスのため、原則は練馬区民のみが利用可能

※対象は、要介護1~5(要支援の方は利用不可)

※料金は介護度別の定額制



## 急に具合が悪くなったらどうしよう

練馬区の「在宅医療後方支援病床コーディネート事業」が以下のように展開されています。

病院から退院するときの訪問診療医の調整や、在宅医療を受けている患者の一時入院のための後方支援病床の確保のほか、在宅医療に新規参入する医師への支援等も行われています。(練馬区医師会HPより)

事前にかかりつけ医に相談しておきましょう。



## 体の調子が変わったので要介護度を見直したい

介護保険の要介護・要支援認定は介護サービスがどのくらい必要かを判断するものです。体などの状態と認定結果が合わない場合は、担当のケアマネジャーや地域包括支援センターに相談し、要介護度の区分を変更するための申請ができます。

この場合、再度認定調査を受け、主治医に意見書の作成を依頼し、介護認定審査会で要介護状態区分を判定します。

※主治医に要介護度は認定されたが、再度認定申請をしたことを報告します。

※認定調査時には家族等が付き添い、調査員に心身の状態や日頃の様子など具体的に伝えます。

